

投票できる方は

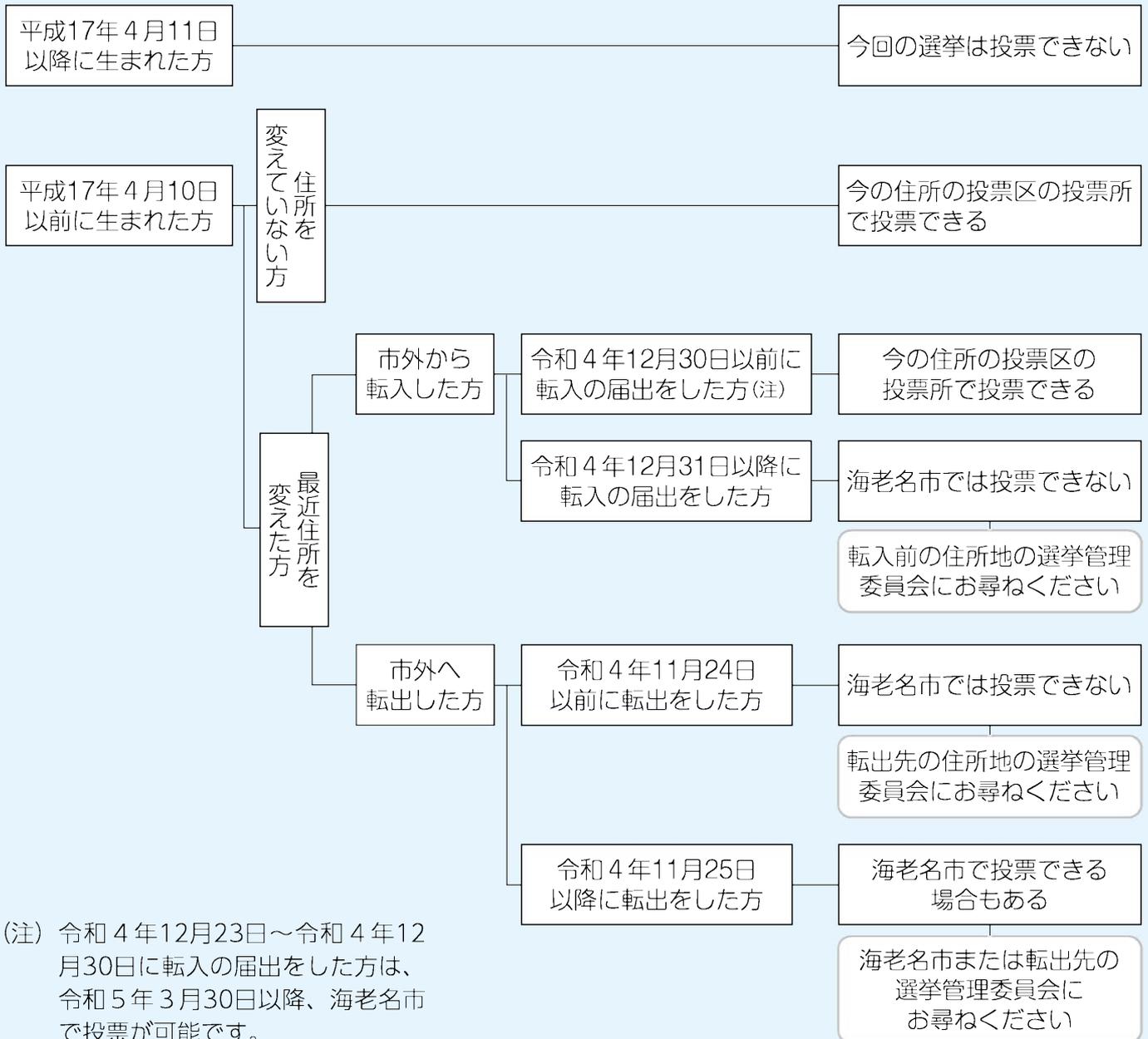
今回の選挙で投票できる方は、海老名市の選挙人名簿に登録されている次の①～③の全てに該当する方です。

- ①平成17年4月10日以前に出生している。
- ②令和4年12月30日以前に海老名市に転入の届出をし、引き続き3か月以上住所を有している。
- ③公職選挙法で定める選挙権を有しない者ではない。

※上記に該当する方であっても、**県外に転出した場合、投票はできません。**

※海老名市の選挙人名簿に登録されている方が県内の他市町村に転出した場合は、引き続き県内に住所を有することが確認できれば投票ができますので、投票所の係員にお問い合わせください。

あなたの投票は



期日前投票を行おうとする日に満18歳になっていない方は、不在者投票を行ってください（投票場所は、市役所3階選挙管理委員会事務局）

(例) 3月31日生まれの方が期日前投票をすることができるのは、3月30日以降となります（18歳の誕生日前日をもって満18歳となると規定されているため）。